

★贈与税の非課税制度の改正について

令和3年度税制改正で、令和3年4月1日以後の教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が一部改正されました。本号では改めてこの贈与税の非課税制度の改正点をご案内します。
(塚越康仁)

◎教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

《制度の概要》

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30歳未満の者（受贈者）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（贈与者）から一定の手続のうえで贈与を受けた場合には、その贈与を受けた価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額について、受贈者の贈与税が非課税になる制度です。

《主な改正の内容》

改正前は、平成31年4月1日以後の贈与で相続開始前3年以内の贈与に該当する場合（一部例外あり）を除き、教育資金の一括贈与を行えば、たとえ贈与者の死亡時に教育資金として使いきれなかった残額があったとしても、その残額に対して相続税が課税されることはありませんでした。

そのため富裕層の節税目的で利用されているとの批判もあり、過度な節税を防ぐため下記の通り改正されました。

	新	旧
贈与者死亡時の管理残額の取り扱い	相続税の課税対象(※1)	相続税の課税対象外 (平成31年4月1日以後の贈与については3年以内に贈与を受けたものの残額を除く(※1))
管理残額に対する孫やひ孫等の相続税の2割加算	2割加算の対象	2割加算の対象外

(※1) 贈与者死亡時において、受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合等は、相続税の課税対象にはなりません。

◎結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

《制度の概要》

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の者（受贈者）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（贈与者）から一定の手続きのうえで贈与を受けた場合には、その贈与を受けた価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額について、受贈者の贈与税が非課税になる制度です（令和3年5月現在）。

《主な改正の内容》

贈与者死亡時の管理残額の取り扱いについては、改正前から相続税の課税対象とされていました。今回の改正で、上記教育資金の一括贈与の場合と同様に2割加算の対象となりました。

また民法の成人年齢の引下げに伴い、令和4年4月1日以後は18歳以上の者が受贈者の範囲に加わります。

	新	旧
管理残額に対する孫やひ孫等の相続税の2割加算	2割加算の対象	2割加算の対象外
受贈者の範囲	18歳以上50歳未満(令和4年4月1日～)	20歳以上50歳未満

◎まとめ

今回の改正は、令和3年4月1日以後に新たに行われる贈与に対して適用されます。そのため過去に教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を行っていた場合には、受贈者によって相続税の課税関係や税額計算の方法が異なるケースも考えられます。

またいずれの贈与も、贈与者の存命中に贈与を受けた資金をその目的のために使い切ってしまうと贈与税や相続税の課税対象とはならないため、必要額の贈与であればメリットは大きいと思います。